

●主な改定内容（詳細）

利用限度額の見直しについて

E T Cパーソナルカードの利用限度額につきまして、令和5年3月1日から「デポジットの額の100%相当」に見直します。

なお、令和5年2月28日までの利用限度額は現在と同じ「デポジットの額の80%相当」です。未決済残高（お支払いの済んでいないご利用金額）がデポジットの額の80%を超えると、カードのご利用を一時的に停止させていただきますのでご注意ください。

令和5年2月28日まで	利用限度額は、デポジット額の80%相当
令和5年3月1日から	利用限度額は、デポジット額の100%相当

自動積増制度の廃止について（デポジット額2万円のお客さまへ）

デポジット額2万円のお客さまにつきましては、未決済残高が1万4千円に達すると、ご登録いただいた口座から口座振替により増額デポジット2万円を追加で預け入れいただいておりますが、令和5年3月1日からこの自動積増制度を廃止いたします。

なお、自動積増は2月24日の口座振替が最終となり、2月15日までに未決済残高が1万4千円に達したお客さまを対象に実施いたしますので、2月16日以降に未決済残高が1万4千円に達したお客さまにつきましては対象とはなりません。

自動積増の対象とならないお客さまにつきましては、未決済残高が利用限度額（1万6千円）を超えると、一時的にカードのご利用を停止させていただくこととなりますので、デポジット増額をご希望の場合は、E T Cパーソナルカード事務局までご連絡をお願いいたします。

※デポジット額が4万円以上のお客さまにつきましては、従前より自動積増の対象ではございません。

改定後の規約全文につきまして

令和5年2月16日以降にE T CパーソナルカードW e bサービスまたは高速道路六会社のホームページでご確認いただけます。

E T CパーソナルカードW e bサービス

<https://www.etc-pasoca.jp/>



規約全文の郵送をご希望の場合は、E T Cパーソナルカード事務局までお問い合わせください。

E T Cパーソナルカード事務局 TEL：044-870-7333

[受付時間：平日9：00～17：00（土日・祝日・年末年始除く）]